

船舶事故調査報告書

平成26年8月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年1月23日 02時00分ごろ～06時00分ごろの間）
発生場所	不明（福岡県宗像市所在の鐘崎港西防波堤灯台から真方位003° 3.6海里（M）付近～山口県下関市所在の角島灯台から真方位300° 14.2M付近の間）
事故調査の経過	平成26年1月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五新幸丸 ^{しんこう} 、18トン FO2-6256（漁船登録番号）、個人所有 16.75m（Lr）×4.20m×1.66m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成3年6月20日 第290-44153号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月30日 免許証交付日 平成25年4月19日 （平成30年9月15日まで有効） 甲板員A 男性 41歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A、甲板員B及び甲板員2人が乗り組み、平成26年1月23日01時30分ごろ、21隻の僚船と共に宗像市鐘崎漁港の定係地を離れ、角島北西方沖の漁場に向かった。 甲板員4人は、操舵室後方で甲板下の寝室の寝台で休憩をとることになり、02時00分ごろお互いに在船の確認をして横になった。 甲板員Bは、06時00分ごろ休憩を終えて起き上がった際、甲板員Aの姿が見えないので、周囲を捜して操舵室に上がり、船長に甲板員Aの不在を知らせた。 船長は、甲板員Aが航海途中で海中転落したものと考え、僚船全船に連絡し、GPSプロッターに残された航跡を僚船と共に横に広がっ

	<p>た態勢で逆行して捜索を開始した。</p> <p>携帯電話が通じた僚船は、海上保安庁に本事故についての通報をした。</p> <p>捜索中の僚船は、12時38分ごろ、角島灯台から303°（真方位、以下同じ。）16.6M付近において、心肺停止で漂流中の甲板員Aを救助し、本船は甲板員Aを引き取って鐘崎漁港に急行したが、甲板員Aは病院で溺死であることが確認された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>甲板員Aは、救命胴衣を着用しておらず、休憩時の薄着であった。</p> <p>本船には、居住区の甲板上にトイレが備え付けられていた。</p> <p>上甲板上の周囲には、高さ40cmのブルワークがあった。</p> <p>本船の船位は、GPSプロッターの記録から、23日02時00分ごろが鐘崎港西防波堤灯台から003° 3.6M付近であり、06時00分ごろが角島灯台から300° 14.2M付近であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、角島北西方沖の漁場に向けて北進中、02時00分ごろ、鐘崎港西防波堤灯台から003° 3.6M付近において、甲板員Aの在船を確認した後、06時00分ごろ、角島灯台から300° 14.2M付近において、甲板員Aの不在が判明したことから、この間において、甲板員Aが落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が角島北西方沖の漁場に向けて北進中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独で居住区外に出る場合には操舵室の操船者に連絡すること。

付図1 事故発生経過概略図

